

令和4年度第3回 第18期横浜市文化財保護審議会 会議録	
日 時	令和5年2月15日（水）午後6時00分～8時00分
開催場所	横浜市役所18階会議室 なみき16、17
出席者 （12名）	吉田会長、山本副会長、相澤委員、大谷津委員、高橋委員、西岡委員、平野委員、藤原委員、星野委員、水沼委員、御堂島委員、安室委員
欠席者 （5名）	大野委員、加島委員、久留島委員、手塚委員、服部委員
開催形態	公開（傍聴者なし）
議 題	議事 1 横浜市文化財保存活用地域計画について
議 事	<p><開会> 進行：宮田生涯学習文化財課長</p> <p>吉田会長あいさつ 吉田会長よりあいさつを行った。</p> <p>鈴木生涯学習担当部長あいさつ 鈴木生涯学習担当部長よりあいさつを行った。</p> <p>会議の成立について 本日の会議は、出席数12名で、委員の過半数を超えているため、会議が成立することを報告した。</p> <p>議事の公開について 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条に基づき、原則公開とすることを確認した。</p> <p>議事 進行：吉田会長 1 横浜市文化財保存活用地域計画について 吉田会長：それでは次第に従いまして議事に入ります。これまでの経過と計画策定スケジュールについて事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>事務局：説明（計画策定の背景及びこれまでの検討状況について） 吉田会長：それでは、事務局からこれまでの検討経過とスケジュールについて説明がありました。活発なご意見をいただきたいと思えます。それではご意見、ご質問などがありましたらお願いします。</p> <p>藤原委員：この地域計画案は、前にもいただいていたか。私達は全部読んだのでしょうか。</p> <p>事務局：昨年度の1月に開催しました審議会では、本編を参考資料として配布させていただいていたと思います。</p> <p>藤原委員：事前に読ませていただいたら、いろいろと疑問点があるのですが、それはどうしたらよろしいですか。</p> <p>事務局：この後、計画の前半部分と後半部分についてご説明をさせていた</p>

だきたいと思っております。本編については量がとても多いので、全てご説明の中で触れる事はできませんが、お気付きの点がございましたらこの場でも結構ですし、この会の後、事務局までお知らせいただければと考えております。

藤原委員：分かりました。

吉田委員：議事の（２）、意見聴取に移ります。事務局より説明をお願いします。

3 議事

（１）横浜市文化財保存活用地域計画について

事務局：説明（資料１「第１期横浜市文化財保存活用地域計概要版（案）」、資料２「第１期横浜市文化財保存活用地域計画本編（案）」～前半～）

吉田会長：どうもありがとうございます。ただいま計画の前半部分について、概要版（案）それから、本編の序から４章、７章のご説明がありました。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

藤原委員：概要版の３番、範囲と推進体制の所に、「未指定文化財」と出てきます。これは本編の方では３ページに「未指定の文化財には、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の６類型以外の文化財も含む。」と書いてありますので、この説明を（概要版に）入れておかれた方が良いと思います。本編を拝見していた時に「未指定の文化財も含まれます」とはどういうことか、と思いましたが、下に注釈が書いてあったので分かりました。

本編の方で本計画の位置付け、４ページの中に（１）関連計画の概要が書いてあるのですが、その概要と今回の文化財保存活用地域計画とは一体何が関係しているのか概要だけでは分かりません。各基本計画の下に一行位ずつ説明を入れておかれると関連付けが分かると思います。

私は植生を担当していましたので、１２ページの（４）植生を見ていましたら、フレーズの２番の所に「また、横浜市には天然記念物に指定されている植物（樹木）が１５件（県指定６件、市指定９件）あるほか、潤いのある市民生活の確保と都市の美観風致の維持のため、古くから街の象徴として」とありますが、樹木のことしか書いていない。実際に調べてみたら、神社林などの樹叢も含まれていますので、樹木ではなくて「樹木・樹叢」というのを入れてください。特にこの樹叢については、後半の、各地域の中で神社があれば、その樹林がその地域の自然林だという事に関係してきますので、きちんと入れていただきたい。また、各地域の中の記載の中にも、その地域の中にこういう樹叢があって、元は横浜市のオリジナルな自然林があるという、その関係付けも入れておいていただきたいと思います。

その後の、社会的状況ですが、ここの１３ページではデータは２０２０

年までしか出ていないです。2020年のデータに基づいて話をしていますが、すでに2022年まで出ていて、この計画自体はあと2年後ぐらいになるのであれば、2022年の新しいデータで書き直した方がよろしいのではないかと思います。

25 ページ、「関東大震災による壊滅」がありますが、震災の瓦礫を使って（山下）公園が作られたのですよね。これはすごく大きなイベントですので、こういう瓦礫を使ったという事をきちんと入れた、（山下）公園を強調してよろしいのではないかと思います。東日本大震災の時にも震災瓦礫について随分議論されています。既に関東大震災では埋め立てに使うところに公園を作ったということは、歴史的なものですので是非入れていただきたいと思います。

本編の記念物の記載について、第2章横浜市の文化財の概要も、それからそれぞれの記載の所に「動物・植物・地質鉱物（天然記念物）」とあります。動物にはコミュニティはないのですが、「植物」と言ったら樹木など各種類のことを指すことになってしまいます。そうであれば今後、「樹叢」という事も1つ付け加えておいていただくと、個々の植物だけではなくかたまりもあるのだという事にもなるのではないかと思います。これはすごく重要なので、今後記載には入れていただきたいのです。そうすると、28ページの記念物の所の「植物が16件」というのも、植物だけではなく、樹叢も含んだ植物が16件という事になると思います。調べたところ横浜市では、3つの神社林が文化財指定されておりますが、そのことは非常に良い事ですし、権現山の天然記念物もやはり「樹叢」です。

最後に、63ページは、協議会で指摘された様に、このストーリーごとにキーワードをそれぞれ入れていただきたい。四角の枠の中にその特徴が入っていますけれど、キーワードを入れていただくのと一緒に、例えばその後の地図との関係になるのでしょうか、そこに樹叢があったら、樹叢も入れていただいたストーリーを少し足していただければと思います。横浜市がこれだけ発達していて、一体どこにそのオリジナルフォレスト、つまり原生林、自然林があるのか、ということは海外の人達は大きな興味を持っているようです。そういう意味では是非神社林や樹叢も（ストーリーの）中に入れていただければと思います。以上です。

吉田会長：丁寧に読んでいただいてどうもありがとうございました。事務局はそれを受けて検討するという事でよろしいですか。

事務局：貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。今までご指摘をいただいた部分と協議会でもいただいたご意見と重なる部分もございますので、内容を整理して、反映できる所は反映したいと考えております。

吉田会長：他に何かございますか。どうぞ。

山本副会長：第5回の協議会の主な意見の中に、序章の所で未指定文化財ではなく未指定「等」文化財ではないかという疑問があります。

これは、私は「等」は無い方が良いと思うのですが、事務局ではいかがお考えでしょうか。

事務局：こちらの未指定等文化財の言葉の表記につきましては、文化庁の計画策定の指針に基づきまして文化庁とも協議をしながら作成を進めるものになりますので、現時点では未指定文化財とする予定でおります。改めて協議会でのご意見も文化庁にお伝えしつつ、最終的にどうするかを決定したいと思います。現時点では未指定文化財として捉えています。

山本副会長：分かりました。その上で、本編の 36 ページに未指定文化財の説明があります。ここで非常に大きな疑問を持ちました。私は未指定文化財というのとはとにかく未指定文化財だと思っていたのですが、この説明によると、既に調査をされて概報に載っているものを未指定文化財と呼ぶという様に読めます。これは正確を欠いているのではないのでしょうか。

事務局：未指定文化財の概念としましては、まだ価値付けされていないものも含めて幅広く扱うという意味で記載をしております。ただ、未指定文化財の数の記載は必要な事項となっております。横浜市としてどの数を記載するのが適切かというのも事務局の中で議論をしています。今、記載させていただいた件数は、横浜市が悉皆調査として行っている総合調査で把握したものから指定登録されたものを引いた数を表記しています。こちらについてはご意見をいただきたい部分ではございますのでよろしくお願いいたします。

山本副会長：お気持ちはよく分かります。しかし、この(2)の表の方はこれで良いと思うのですが、(1)において、未指定文化財の定義の中に「地域で大切に守られ、存在が把握されている文化財」と言ってしまう事に問題があるのだらうと思います。極端に言えば、大切に守られていない未指定文化財はたくさんあると思うのです。それが説明できる様な文章構成になさる事を期待します。

吉田会長：未指定等と未指定文化財とはどう違うのですか。「等」が入ると、見捨てられているとか注目を集めていない物も入るといふ、そういう意味でしょうか。なぜ「等」を入れるのですか。

事務局：認定や登録など、制度上の価値付けが指定以外のものもありますので未指定等文化財の方がよろしいのではないかというご意見でございました。

吉田会長：分かりました。よろしいですか。

水沼委員：私もこの部分がすごく気になる所で、未指定文化財の数として「何件」と出てしまうと、これだけが未指定で、これから守っていかなくてはならない文化財だというふうに穿ってとればとれてしまうのですが、そういう事ではない訳ですよね。自分達がこれは地域計画で取り組んでいこうと考えている事ですので、それ以外にもまだそういう文化財が身の回りにはたくさんあるはず、というような事をどこかに盛り込んでいただき、これが未指定文化財の全部ではないという事を明確に書かれる方が良くかなという

気がいたしました。

吉田会長：よろしいですか。

山本副会長：念のためよろしいでしょうか。先程も申しました様に、この36 ページ（2）の第2段落の「現時点で把握している未指定文化財」、これは非常に正確な言葉なのですよね。この言葉があるという事は未指定文化財の（1）の定義がおかしいという事になってしまうのですよね。

事務局：恐らくこの未指定文化財の定義の条件と、ここの（2）で記載をしているこの数字の表現に今矛盾が生じているというふうに認識しておりますので、どちらかに揃えると言いますか、こちらの（1）と（2）の表現に矛盾、誤解のない様に表記は再度検討したいと思います。

吉田会長：どうもありがとうございました。他に何かありますか。どうぞ。

安室委員：意見と言いますか、まずは感想なのですけれど、この保存活用計画が検討され、策定される期間というのは、令和4年、5年。そして5年度の最後に文化庁に提出という事で、まさにコロナの状況下に検討されているものである訳で、そんな時に計画書として保存活用計画を出す中で、あとがきにも前文にもコロナのことが一切書かれていないという事。コロナ禍という固有名詞として捉えてしまえば一過性の突発的な出来事と捉えるかもしれませんが、こうした出来事というのはやはり文化財を今後活用していく上で非常に大きな出来事だった様な気がします。と言いますのは、特に無形の民俗文化財の場合では、この3年間活動が全く停止してしまいました。様々な芸事、伝承ですからそれを継承していくための練習などについては、まさに子ども、特に小学校高学年から中学にかけてくらいが一番そういういろいろな事を伝えられ、伝え手に変わって行くという時期であり、そこが丸々抜けてしまうということは非常に大きな出来事だと思います。そうした状況の中で、私は、保存活用計画を考える上でこのことが抜けてしまっている、またそれに対する対応も抜けてしまっているという事にすごく違和感がありました。例えば、無形民俗文化財で「廻り地蔵」が例として挙がっていますが、これもコロナ禍の中で、コロナ禍だけのせいではないですけれど一部の地域ではそれが中断しているという事が以前文化財保護審議会の部会の中でも話題になっておりますし、例えば102 ページ、文化財の保存活用の推進体制の中にもそういった事が一切触れていない。私はまさにこの3年間の間にコロナ禍の中で起こっている無形の文化財を伝承していく非常に大きな障壁、そういったものをどう乗り越えるのかという事を考える様な体制が必要であろうと思います。この3年間でそういう子ども達へ、または伝承者へ、次なる時代への伝承を伝えていくという事が途絶えてしまった。そうなったらそうなったで、リスタートを切らせなければならぬ訳で、保存する前にリスタートをどう切るかという事をやはりきち

んと検討しておく必要があります。情報収集をはじめ、そういった活用、リスタート、有り体に言えば何に困っているのか、もう一度復活させるためには何が不足しているのか、困っているのかという事を、まず行政としてきちんと収集する、そういう何か1つのセクションがあっても良いのかなというふうには考えます。保存活用を考える以前の問題だと思うのですね。まさに全体の事で一過性の出来事と捉えるにはあまりにも大きな出来事が、民俗文化財の分野に限るかどうか分かりませんが、特に無形の民俗文化財にとってはこの3年間で大きかった。そんな中で、この保存活用計画書が策定されているにも関わらず一切触れられていないし、それに対応する様な事がないという事に違和感があります。世界、人類をSDGsで語るのは、最初に必要な事かもしれませんが、それとはまた別に横浜市の独自の事を考えればそういった視点も必要ではないかという気がいたします。これは意見です。

吉田会長：どうもありがとうございました。どうぞ。

事務局：委員ご指摘の新型コロナウイルス感染症は非常に大きな問題だと我々も考えておりますが、本計画において、民俗文化財の担い手や守り手についての継承の問題については高齢化や後継者不足の視点では書かれているのですが、委員ご指摘の所は記述がございません。特にそのwithコロナ、afterコロナの時代にあつて、博物館もその在り方については大きく変わっていますので、そういった新型コロナウイルス感染症が与えた文化財保存活用への影響はどういったものかということは、この計画の中でどの程度入るか分かりませんが、大切なご指摘だと思いますので反映させていただければと思います。ありがとうございました。

吉田会長：よろしく願いいたします。他に何かありますか。どうぞ。

高橋委員：概要の5番で民俗文化財の定義が書かれていると思うのですが、赤字で「無形文化財」を「民俗文化財」に修正予定となっておりますが、その前段で、有形文化財について書かれておりますね。本編の27ページ等を見ますと、類型で民俗文化財があつて、それが有形と無形に分類されているという事ですから、こちらで有形文化財と民俗文化財というふうに並列してしまうと、類型と齟齬があるかと思えます。これは、有形の民俗文化財と無形の民俗文化財の事なので、文章を直すとしたら全部繋げて、「有形・無形の民俗文化財」というふうにしていただいた方が良かったと思えました。

その1個前の4番。これは私の文章を読んだ時のちょっとした違和感に過ぎないのですが、「居留外国人向けの土産物や工芸品などが多く輸出されました」と書いてあると、内向きに作って売ったのか、居留地の人向けに輸出するとはどういう事かと、文章がよく分かりませんので、ここももう少し整理された方が良かったと思えました。

吉田会長：同感です。概要の2ページ、無形文化財を民俗文化財にすると

いうが、民俗文化財の中にも有形と無形が両方あるという指摘ですね。よろしいでしょうか。ご検討をよろしくお願いいたします。

事務局：先程のご指摘の無形文化財を民俗文化財に修正予定とする事につきましては、協議会の意見を反映させていただいておりましたが、類型の表記と合わせる形で、また本編との整合性も必要というふうに認識しておりますので、改めて整理をしたいと考えております。ご指摘ありがとうございます。

吉田会長：他に何かございますか。よろしいでしょうか。それでは続いて計画の後半部分について事務局からの説明をお願いいたします。

事務局：説明（資料1「第1期横浜市文化財保存活用地域計概要版（案）」、資料2「第1期横浜市文化財保存活用地域計画本編（案）」～後半～）

吉田会長：どうもありがとうございます。それではこの計画の後半部分について何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

山本副会長：先程の事とも関係するのですが、今の本編の54ページ、施策1の文化財の把握調査。この説明の中で、「文化財保護審議会をはじめとする有識者や」云々として、「文化財の把握調査や詳細調査等を進めます。また、指定等文化財」云々。この最初の文化財の所を未指定文化財としたら分かりやすいのではないのでしょうか。

そして、それが出てくる概要版の5ページ施策1。この文章も、ここは仏像の調査風景を写真にさせていただいて大変光栄なのですが、この文章も分かりにくいです。ここでも最初の「専門家や大学、博物館などと協働し」の文化財の所に「未指定」と入れてしまって、更に「継続し、」と続いていくと分かり難いので、「継続するとともに」という表現にすると、未指定のものの調査、それから既に指定されているものの確認という両方の事をしている事が明確に分かるのではないのでしょうか。

事務局：ご指摘ありがとうございます。内容を確認しまして、できるだけ反映したいと考えております。ありがとうございます。

山本副会長：もう1個よろしいですか。

吉田会長：どうぞ。

山本副会長：42ページに文化財調査の説明がございます。ここで横浜市文化財総合調査概報というのが昭和52年から始まったとありますが、本を手にとると、「横浜の文化財」というのが誌名として表示されている訳ですね。それを表示しないと調査概報の刊行が継続している事が分かりにくくなるのではないのでしょうか。ですからそこに「横浜の文化財」と入れるという事と、その次の段落にもその成果は「横浜の文化財」、サブタイトルとして「横浜市文化財調査概報」とすれば、継続しているという事が明確になるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

事務局：ご指摘の件については、本編の42ページの下から7行目という所でよろしいでしょうか。

山本副会長：はい。文化財調査の第2段落です。

事務局：第２段落の所で、「横浜の文化財」の副題として「横浜市文化財調査概報」と入れるということでしょうか。

山本副会長：それからその次の段落にもやはり「横浜の文化財」というふうに入れた方が、継続している事が分かると思います。

事務局：ありがとうございます。分かりやすく伝えるために必要な修正となりますので反映させていただきたいと思います。ありがとうございます。

吉田会長：よろしいですか。他にございますか。どうぞ。

星野委員：大きく内容に関わる事ではなくて書き方の問題なのですけれど、概要の６ページ、７ページの所で、それぞれの施策の所について右側に主な指標とあります。施策の５番と９番、１０番は具体的な数字として書く事ができないという事で、例えば５番の書き方に合わせるのであれば、例えば９番は「文化財を活用した地域活動の推進」で大きく「推進」という言葉になるのかなと思いますし、そこで「推進」とか「確保」というのを特に強調する必要がないのであれば、例えば５番の所は「出土文化財等の新たな保管場所の確保」という言葉だけでも良いのではないかと思います。「確保」を強調している様な感じがしました。

事務局：ご意見として承りました。概要版につきましても、市民に分かりやすく伝えるという趣旨で作っておりますので、そういった意味での貴重なご意見と認識しております。ありがとうございました。

吉田会長：他に何かございますか。どうぞ。

藤原委員：概要版の８ページ、関連文化財群という所なのですが、写真を入れて分かりやすくなっているのですが、本文と写真が一致していない様な所もあります。例えば、７番の「焼け跡から二度よみがえった都市」で、山下公園とホテルニューグランドが入っているのですが、これは本編を見ない限り、山下公園の写真がなぜここに入っているのかということが分からないと思います。それから、「谷戸・里山と横浜の原風景」で、旧横溝家住宅は分かります。でも、ミヤコタナゴの写真がここに入ると、どうしてミヤコタナゴがここに入るのだろうかと思います。下に「こども自然公園のゲンジボタル及びその生息地 etc.」とあるならば、ゲンジボタルの方が分かりやすいです。写真と簡潔に書いてある本文が合わないで、これは調整してください。

事務局：ご指摘ありがとうございます。概要版の記載の表現と写真の整合を改めて整理をしたいと考えております。ご指摘ありがとうございます。

吉田会長：ついでに、写真の上が切れたりしています。これは決定版では直されるのですね。

事務局：はい。写真につきましても、再度整理をしたいと考えております。

吉田会長：ありがとうございます。他に何かございますか。どうぞ。

高橋委員：本文の８６ページの「横浜の民家と民具」という文章があります

けれど、その最後の所に、「農具・民具」と書かれております。農具というのは民具に含まれる概念かと思imasので、「農具・民具」という書き方は適切ではないと思imas。ここで農具と書きたいのであれば、農具に並列する様な例えば信仰用具だとか漁具とか、そういった言葉が並ぶ方が良く思imasし、農具というのが何となく唐突なので、民具とか民俗資料とかでも良いのかなと思imas。ここも考えた方が良く思imasました。

事務局：ご指摘ありがとうございます。

吉田会長：他にございますか。

平野委員：質問なのですが、施策が 12 ある中で様々な施策が書かれています。本編でいきますと、その主な中の取組という様な形で、その取組をどういう形で行っていくのかという分担も書かれている訳ですけども、気になるのは、博物館という言葉です。協議会の資料でも、博物館の定義を詳しくするように、という意見が出ていたと思うのですが、ここで言う博物館といった場合には、横浜市、即ち、横浜市ふるさと歴史財団が管理運営している博物館を第一に考えているのか、それとも県立博物館をはじめ、横浜市に所在する様々な博物館などの総体をイメージされているのか、そこをお聞きしたいです。それでもし総体をイメージしていくという事であれば、ではそのネットワークをどうするのかという事はまた別途考えないといけない。それは、文化財保護法が改正されてこの文化財活用地域計画が法定化されるということですが、それが一体どこまで求めているかが私には分からないので、例えばこの計画案で、もっと踏み込まなくて良いのか、そこはどうかかなと思imas。例えばいろいろな団体とネットワークを作るだけでなく繋がっていかないといけないという事が書かれている訳ですけど、じゃあ具体的にとか、あるいはどういう方向性でどうやっていくのかという所までは必要ないのだろうかと思imas。その辺はいかがなものか、お聞きしたいと思imas。

事務局：協議会ではその博物館という言葉の定義について質問が生まれて、主には本市が指定管理者に指定しているふるさと歴史財団が管理・運営している施設を想定して書いてあるところが多いですが、市全体の博物館との区別については表現を工夫して、もう少し分かりやすい形で考えていきたいと思imasっており、今検討している最中です。

それから、もっと踏み込んで、という所になりますけれども、絵に描いた餅にしないためにも、財源的な裏付けは必要です。踏み込むにも、人や資金の問題などがいろいろあり、なかなか書き込めない所もあります。ただ、ネットワークづくりに関しては、多様な連携の主体として市としてこの計画を進めていくとなれば、委員のご指摘のとおり、ネットワークづくりについてももう少し、どういう意図でそれを目標として掲げているのかという事についてはしっかり書き込んでいく必要があるかと思imas。もう少し検討させてください。

平野委員：例えば先程のスケジュール感でいくと、令和6年の6月に申請をして、恐らく7月には認定されるだろうという様なスケジュール感なのですけれども、じゃあこの計画が認定された後にどうしていくのかという様な方向性は当然必要です。あと2年、かなり先ですよ。その中で例えば市の歴史博物館を中心に何かもう仕掛けていくのかとか、そういう事も想定されているのでしょうか。そこはまだやっぱり予算的な裏付けも含めて検討中ということでしょうか。

事務局：今、開港資料館を中核とした文化観光拠点計画が文化庁の認定を受け、指定管理者である横浜市ふるさと歴史財団が国の補助金をいただきながら、まさに踏み込んだような取組をしている最中ですので、この計画の中でも目標として位置付けております。

吉田会長：よろしいですか。他にございますか。どうぞ。

相澤委員：質問なのですが、今、博物館についてのご質問が出ましたけれど、本編105ページに、行政が主体となってこの横浜市ふるさと歴史財団を主体的に運営していくという事で、横浜市歴史博物館とか横浜開港資料館とか横浜市三殿台考古館はこの内容の中に出てきたと思うのですが、横浜ユーラシア文化館と横浜都市発展記念館、この2つの名前がどこかに出てきているのでしょうか、それともこの2つはあまり出てこないのでしょうか。ここにも文化財というものはあると思うのですが。例えば79ページの「ストーリーを構成する主な文化財の分布」では、建物とか場所というものを主体としてこういう（構成要素が）①から⑩まで挙がっていると思います。このユーラシア文化館とか、都市発展記念館は建物としては貴重なものだと思いますが、所蔵されている文化財を、という様なお考えがどこかに出ていますでしょうか。それとも、この辺の所はあまり重点的に考えていないのでしょうか。

吉田会長：105ページ以外には全然記載がないという事でしょうか。

藤原委員：ここのページではじめて横浜市ふるさと歴史財団のことを説明していたので、こちらに入っているが、横浜市の文化財としては関係ないのかと、見て思いました。

吉田会長：どこかでうまく入れる所はありますか。

相澤委員：都市発展記念館は私もこの前も見学させてもらいましたけれども、本当に近代以降の、特に震災以降とか、そういう資料がたくさん並んでいますし、ユーラシアもこれは江上先生の資料があって、これは横浜と直接には関係ないとはいえ、やはりこれからの文化財活用にしては貴重なものなのかなと思います。

事務局：もちろん、都市発展記念館もユーラシア文化館も本当に貴重な文化財を多く所蔵しておりまして、企画展、常設展を開催しています。確かに具体的な固有名詞として挙がっていないという点については、例えば開港資料館については、関内区域という区域設定の中で、開港資料館旧館そのものが指定文化財ということで記載していますが、関内区域の設定の中において都市発展記念館とユ

ーラシア文化館も欠かせない施設でありますので、その固有名詞を出す工夫が必要だと思います。84 ページに、これは建物そのものが文化財的な価値があり、これはユーラシア文化館として既に活用されていますという様な記述もありますけれど、本市の所管する文化財施設ですので、もう少し目立たせて、そこは記述の工夫をしたいと思います。

吉田会長：この旧横浜市外電話局が、現横浜都市発展記念館と書いてありますね。

相澤委員：書いてあるけれども、こちらの方にも少し入れこんでいったらどうかと思います。

吉田会長：ご検討をお願いします。他にございますか。どうぞ。

藤原委員：今まで文化財のお話をしまして、歴史博物館に伺ったり開港資料館に伺ったりして、確かにここ（行政）との関連がすごく強いですよね。でも、関係「団体」になってしまうと、活用の（主体の）中に入れる事はできないのでしょうか。活用するにはそういう関係団体ではなく、実際にどの様に活用して皆さんに知らせていくかという事なので、横浜市の歴史を、横浜市の文化財が見える場所とか、歴史が分かる場所という、もう1つストーリーとして作っても良いのかなと思います。その説明があると、活用に関しては非常に大きいとは思うのですが。ここで単に関係団体で終わらせるにはすごくもったいないと思います。

事務局：ふるさと歴史財団をはじめ、博物館施設を管理運営している関係団体の括りの中に今一括りしているのですが、実際に具体的な取組を記載する中で、各施策の中で具体的な取組をきちんと表記する様に今本編の方ではしている所です。ただ、今、関係団体の記述の中にもこういった取組を行っているというのも少し記述としては足りないかなという所はありますので、記述については少し工夫をしたいと考えております。

藤原委員：と申しますのは、こういう場所が横浜市内の中のどこにあるかという分布が分かれば、皆さんも興味を持つのではないのでしょうか。ただたまに行ってみて「良いな」と思うだけではなくて、横浜市全体の中で、ここにこういう施設があって、ここでは歴史が分かりますよ、開港のことが分かりますよという、文化財との関連、歴史との関連、そういうものが1ページ更にストーリーの中に入って説明できれば、もっと活用ができるだろうと思います。

事務局：今は文章での記述になってしまっておりますし、博物館については横浜市ふるさと歴史財団が管理・運営するものだけではなくて、横浜みなと博物館ですとかシルク博物館ですとか他の団体が管理・運営している博物館がいろいろございます。横浜市内にもたくさん博物館があるという事は特徴のひとつとして考えておりますので、関連文化財群のストーリーにするかは再度検討させていただきたい所ではあるのですが、そうした施設が地域に所在するという事はきちんと明示する必要があるかなというふうに今感

	<p>じた所です。ありがとうございます。</p> <p>吉田会長：よろしいでしょうか。他にございますか。それでは全体を通して、また前半に関することも含めて、委員のご意見をいただきたいと思います。</p> <p>水沼委員：全体ではなく小さな所でもあるのですが、83 ページのストーリー、「焼け跡から二度よみがえった都市」という所で、真ん中の「郊外住宅の誕生」という項目があるのですけれども、それに関連する文化財の分布という所で、それに対応する対象物が入っていないです。（構成要素の）掲載数が 10 個に限定されていると思うのですが、これを分かりやすくするためにはその内の 1 つに、洋館付き住宅を入れられるとそれと対応する様な形になるかと思えます。例えば日吉の認定歴史的建造物であれば、日吉だともうどう郊外住宅地で港北なので何とか入るかなという気がします。金沢区にも 1 館洋館付きがありますので、その辺りを地図に入ると対応してくるのかなと思いました。</p> <p>吉田会長：いかがですか。</p> <p>事務局：ありがとうございます。関連文化財群の構成要素については、どうしてもスペースの都合上、本編の 84 ページをはじめとして記載できない部分もございますが、資料編に構成する文化財を記載する予定でございます。該当のページは資料編の 27 ページからが関連文化財群の構成要素一覧となっております。先程のご指摘の「焼け跡から二度よみがえった都市のストーリー」というとⅦのストーリーになるかと思えます。</p> <p>水沼委員：資料編にあるのは分かったのですが、何か対応をしていた方がよいのではないかという指摘です。</p> <p>事務局：ご指摘ありがとうございます。本編の本文の記載と併せて見直したいと思っております。ありがとうございます。</p> <p>吉田会長：よろしいですか。他に何かありますか。それでは続いて報告事項に移ります。</p> <p>4 報告事項</p> <p>事務局より、令和 4 年度第 2 回の審議会で指定の答申を受けた横浜郵船ビルの指定について、所有者との協議状況を報告した。</p> <p><閉会></p>
資 料	令和 4 年度第 3 回第 18 期横浜市文化財保護審議会次第及び資料